

令和7年1月27日

「生活充実講座」を地域に広める会～みちみち～
下村 拓滋 様

三原市教育委員会
(生涯学習課)

後援名義使用承認書の送付について

平素より、市政推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。
御提出いただいた後援名義使用申請について、別紙のとおり承認書を送付いたします。
なお、事業終了後は、後援名義使用事業終了報告書、収支決算書を御提出いただきます
ようお願いいたします。

【担当課】

〒723-8601

広島県三原市港町3-5-1

三原市教育委員会生涯学習課

担当：西永

TEL (0848) 67-6147

FAX (0848) 67-5912

主催者

団 体 名 「生活充実講座」を地域に広める会～みちみち～

代 表 者 名 宮原 幸司 様

三原市教育委員会



後援名義使用（共催）承認書

令和6年12月26日付けで申請のありました、次の事業に関する後援名義使用（共催）については、本書記載の条件を付して、三原市教育委員会としてこれを承認します。

- 1 事業名 生活充実講座 セカンドライフにむけてのワークショップ（参加体験型）
- 2 と き (1) 令和7年4月9日（水）
(2) 令和7年4月16日（水）
(3) 令和7年4月23日（水）
- 3 ところ サン・シープラザ 会議室
- 4 後援等の条件
 - (1) 後援名義使用（共催）は、本件の事業に限るものとする。
 - (2) 提出した事業計画を変更しようとするときは、速やかに変更の届けを行い、あらかじめ教育委員会の承認を受けること。
 - (3) 後援名義使用（共催）に当たっては、次の要件を満たすこと。
 - ア 社会教育・学校教育に有効な事業であること。
 - イ 規約・責任者及び地元責任者が明確な団体の主催事業であること。
 - ウ 営利を目的とせず、経理が明確な事業であること。
 - エ 特定の政党・宗教を支持し、又は支持しないことを目的とする事業でないこと。
 - (4) 事業のプログラム・チラシ・ポスター等を、刷り上がり次第提出すること。
 - (5) 事業終了後1箇月以内に次の書類を提出すること。
 - ア 後援名義使用（共催）事業終了報告書（様式第6号）
 - イ 収支報告書（様式第2号に準じるもの、入場料・参加料を徴収する場合）
 - (6) 上記の条件に違反した場合は、後援を取り消すことがある。

主催者

団 体 名 「生活充実講座」を地域に広める会～みちみち～

代 表 者 名 宮原 幸司 様

三原市教育委員会



後援名義使用（共催）承認書

令和6年12月26日付けで申請のありました、次の事業に関する後援名義使用（共催）については、本書記載の条件を付して、三原市教育委員会としてこれを承認します。

- 1 事業名 はじめよう！「わたしーと」でつながるわたしのライフ
- 2 と き (1) 令和7年5月17日（土）
(2) 令和7年5月24日（土）
(3) 令和7年5月31日（土）
- 3 ところ 県立広島大学三原キャンパス4号館1階 4102 教室
- 4 後援等の条件
 - (1) 後援名義使用（共催）は、本件の事業に限るものとする。
 - (2) 提出した事業計画を変更しようとするときは、速やかに変更の届けを行い、あらかじめ教育委員会の承認を受けること。
 - (3) 後援名義使用（共催）に当たっては、次の要件を満たすこと。
 - ア 社会教育・学校教育に有効な事業であること。
 - イ 規約・責任者及び地元責任者が明確な団体の主催事業であること。
 - ウ 営利を目的とせず、経理が明確な事業であること。
 - エ 特定の政党・宗教を支持し、又は支持しないことを目的とする事業でないこと。
 - (4) 事業のプログラム・チラシ・ポスター等を、刷り上がり次第提出すること。
 - (5) 事業終了後1箇月以内に次の書類を提出すること。
 - ア 後援名義使用（共催）事業終了報告書（様式第6号）
 - イ 収支報告書（様式第2号に準じるもの、入場料・参加料を徴収する場合）
 - (6) 上記の条件に違反した場合は、後援を取り消すことがある。